

新潟県中小企業団体中央会

ちゅうおうかい通信

令和元年 12月26日発行

第263号

INDEX

1. 令和元年度 組合実務セミナーの開催について
2. 新潟市「働きやすい職場づくり推進フォーラム」ご案内
3. 新春講演会のご案内
4. 訪問支援のご案内

中央会からのお知らせ

1. 令和元年度組合実務セミナーの開催について

中央会では、組合役職員・事務局の方々を対象に、組合特有の会計及び決算処理について、必要な知識と実務の習得を目的に、下記のセミナーを開催いたします。時節柄ご多忙の折とは存じますが、皆様方の受講を心よりお待ちしております。

日時：令和2年2月6日(木) 午後1:30～4:30(受付は1:00より)

会場：ラマダホテル新潟 3階 明石の間(新潟市中央区弁天1丁目2-4)

受講料：1,000円(税込)/1人

定員：50名(先着)

持ち物：筆記用具、電卓

内容：組合会計原則、決算整理にあたってのポイント、決算時期に気をつけておきたい点、組合特有の会計処理(賦課金、脱退者に関する経理・持分の払戻、出資配当・利用分量配当、剰余金処分案など)、消費税軽減税率制度の注意点、インボイス導入に向けた準備、組合決算関係書類の見方・作り方・活かし方など……

講師：小林 靖(公認会計士、税理士)

お申込：中小企業情報1月号(令和2年1月5日発行)に同封の申込書をFAXにてご送信いただくか、下記のお問合せ先までご連絡ください。

お問合せ：商業振興課 山崎 025-267-1100

新潟市からのお知らせ

2. 新潟市「働きやすい職場づくり推進フォーラム」ご案内

新潟市では、企業の働き方改革や従業員の健康づくりを支援しており、この度、「働きやすい職場づくり推進フォーラム」を開催します。

フォーラムでは、白河桃子さん(相模女子大学客員教授)、岡田邦夫さん(NPO法人健康経営研究会理事長)による基調講演のほか、働きやすい職場づくりや健康経営に積極的に取り組む企業等の表彰、川島高之さん(NPO法人コジカラ・ニッポン代表)をコーディネーターに迎えて受賞企業によるパネルディスカッションも行います。

開催日時：令和2年2月4日(火)午後1時30分から午後5時00分

会場：東区プラザ ホール(東区役所2階) 新潟市東区下木戸1丁目4番1号

定員：先着250名(事前のお申し込みが必要です)※新潟市以外の方も参加いただけます。

お申し込み：電話で新潟市役所コールセンターまで(電話：025-243-4894)

お問い合わせ：新潟市経済部雇用政策課 電話：025-226-1642 E-mail:koyo@city.niigata.lg.jp

中央会からのお知らせ

3. 新春講演会のご案内

県内の組合事務局の代表者(専務理事、事務局長等)の交流団体である、新潟県中小企業団体事務局代表者会では、新潟県中央会の助成事業を活用して新春講演会を開催しており、本年度は下記のような内容で開催いたします。

講演会及び講演会終了後の懇親会(新潟県中小企業団体事務局代表者会主催)には、事務局代表者会の会員組合以外の方も参加いただけますので、多くの皆様からのご参加をお待ちしております。

開催日時: 令和2年2月17日(月)

開催場所: ラマダホテル新潟(新潟市中央区弁天1丁目2番4号)

タイムテーブル

15:00~16:30 新春講演会 会場 明石の間

第一部「働き方改革に伴う中小企業へのしわ寄せ防止対策の取組について」

講師: 関東経済産業局 産業部適性取引推進課長 山川弘二 氏

第二部「自信を身につけることの大切さ~PR下手を克服し地域の魅力発信~」

講師: 一般社団法人にいがたドリームラボ 理事

モデルタレント・第3代新潟県元気大使 今井美穂 氏

参加費: 受講料1,000円(新潟県中小企業団体事務局代表者会会員は無料)、懇親会費7,000円

お申込: にいがた中小企業情報1月号に同封の参加申込書にご記入の上、FAXにてご送信いただくか、下記までお問合せください。

お問い合わせ先: 連携推進課 渡部 025-267-1100

新潟労働局からのお知らせ

4. 訪問支援のご案内

新潟労働局では、「働き方関連法」に関して、中小規模事業主の皆様のご要望のもと、職員が個別に訪問して労務管理についての点検や細かなアドバイスなどに対応する「訪問支援」を実施しています。「訪問支援」は、平成30年度から労働基準監督署で実施する制度であり、従来から労働基準監督署で行う「監督指導」とは異なるものです。

ートピック:「働き方関連法」が順次、施行されますー

Point1 時間外労働の上限規制が導入されます。2019年4月1日(中小企業は2020年4月1日)から、時間外労働の上限について、月45時間、年360時間を原則とし、臨時的な事情がある場合でも年720時間、単月100時間未満(休日労働含む)、複数月平均80時間(休日労働含む)を限度に設定する必要があります。

Point2 年次有給休暇の確実な取得が必要となります。2019年4月1日から、使用者は、10日以上有給休暇が付与される全ての労働者に対し、毎年5日、時期を指定して有給休暇を与える必要があります。

お申込・ご不明点については、

新潟労働局HP(<https://jsite.mhlw.go.jp/niigata-roudoukyoku/>)よりお申込いただくか、各労働基準監督署、または、新潟労働局労働基準部監督課(電話:025-288-3503)にお問い合わせください。